

返戻金制度に関する事項

株式会社 ASUKA は返戻金制度で、紹介により就業した者が、自己の意思によりまたは就業規則違反等の責に帰すべき事由により 3 ヶ月未満に退職した場合には、支払われた紹介料について、次の割合で計算された額およびその金額に対応する消費税額を払い戻す。

1 ヶ月月未満	100%
1 ヶ月以上 3 ヶ月未満	50%

令和 4 年 9 月 5 日

所在地	愛知県名古屋市中区川西通 5 丁目 10 番地
会社名	株式会社 ASUKA
代表者	代表取締役 チュン アンゴック